

海業推進事業 漁港漁村環境整備目標及び海業推進目標に係るメニューの運用について

令和4年3月29日付け3水港第2487号
水産庁漁港漁場整備部長通知
最終改正 令和7年3月31日付け6水港第2532号

浜の活力再生・成長促進交付金の海業推進事業のうち漁港漁村環境整備目標及び海業推進目標に係るメニューについては、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知）、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（令和4年3月29日付け3水港第2575号水産庁長官通知）に定めるところによるほか、当該事業に係る取扱いについては、次の事項に御留意の上、実施されたい。

また、貴職管下の関係市町村に対しても、この旨周知が図られるよう配慮願いたい。

記

第1 事業実施主体

交付対象事業の事業実施主体のうち、地方公共団体等が出資する法人及び農林漁業者等の組織する団体についての基準は次のとおりとする。

1 地方公共団体等が出資する法人

地方公共団体等が出資する法人については、地方公共団体、水産業協同組合のうち整備する施設等の目的・内容に即した者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人とするものとする。

2 農林漁業者等の組織する団体

農林漁業者等の組織する団体については、実施する事業の受益者である農林漁業者3人以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる団体とするものとする。なお、法人格のない団体においては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

第2 事業実施主体に対する指導

交付金の交付を受けた都道府県知事は、間接交付金事業者である市町村がさらに実施主体へ交付金を交付する場合を除き、本事業において対象となる施設の整備（以下「施設整備」という。）の実施手続等に関し、実施主体に対して次の指導を行うものとする。

1 施設整備の施行

施設整備は、直営施行、請負施行又は委託施行によって実施するものとし、個々の施設整備については、一つの施行方法により実施することを原則とするが、事業費の低減を図る等のため適切と認められる場合には、工種又は施設等の区分を明確にして二つ以上の施行方法により施行することができること。また、施行方法ごとに、次の事項に留意すること。

- (1) 直営施行（実施主体において実施設計書に基づき、材料の購入、人夫の使役等を直接行い、所定の期間内に施設整備を実施することをいう。）

ア 現場の主任等を選任し、工事の適正な遂行を図ること。

イ 選任した現場主任等に、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、使役人夫の出面の確認等を行わせるほか、主要工事及び埋没又は隠蔽により明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等を行わせ、工事の施行状況を明確にすること。

- (2) 請負施行（実施主体において工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び図面に基づき所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完成させることをいう。）

請負入札、工事施行の指導監督及び検査等は、次により適正を期すること。

ア 請負方法

(ア) 工事の請負は、原則として、競争入札に付して行うこと。

(イ) 競争入札の結果、予定制限価格に達せず落札しない場合等においては、随意契約によって行うことができること。

(ウ) 市町村等が実施主体の場合にあつては、(ア) 及び (イ) にかかわらず、市町村等の定める所定の方法により行うこと。

(エ) 入札に当たっては、「農業協同組合等が補助事業で実施する農業施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制について」(昭和 53 年 4 月 12 日付け 53 経第 639 号農林事務次官依命通知)、「漁業協同組合等が補助事業により実施する漁業施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制について」(昭和 57 年 12 月 3 日付け 57 水漁第 4760 号水産庁長官通知) 及び「漁業協同組合等が補助事業により実施する施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制の取り扱いについて」(昭和 62 年 11 月 2 日付け 62 水漁第 4139 号水産庁長官通知) に基づく都道府県知事の指導に従うこと。

イ 工事の指導監督

(ア) 契約と同時に、請負人に工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせ、工事に関する一切の事項を処理させること。

(イ) 自己に代わって工事の指示監督に当たる現場監督員等を選任し、請負契約書、仕様書及び図面に定められた事項について、工程表のとおり工事の施行がなされるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋没又は隠蔽により明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等を行わせ、工事の施行状況を明確にすること。

ウ 工事の検査及び引渡し

(ア) 工事を完了したときは、請負人に工事完了届を提出させ、契約書に定められた期間内(検査期日の定めがない場合は、施設等の工事完了後 14 日以内。)に竣工検査を行い、施設等の引渡しを受けること。

(イ) 竣工検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度竣工検査を行った後、引渡しを受けること。

(ウ) 竣工検査に合格した工事については、請負人に工事引取書を交付すること。

(3) 委託施行(実施主体において工事の委託先を定め、工事受託人に実施設計書に基づき所定の委託金額をもって所定の期間内に工事を完成させ、工事に要した経費の明細書の提出を受けて工事費の精算を行うことをいう。以下同じ。)

ア 施設整備を委託施行とする場合は、理事会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることの理由を明確にすること。

イ 委託施行に係る工事の指導監督並びに検査及び引渡しは、請負施工に準じて適正に行うこと。

2 実施主体に係る実施手続

施設整備の実施又は完了に当たり、次の手続を行うこと。

(1) 着工届

工事に着手したとき又は機械器具等を購入したときは、速やかにその旨を交付金の交付を受けた都道府県知事に文書で届け出ること。

(2) 竣工届

工事が完了したときは、速やかにその旨を交付金の交付を受けた都道府県知事に届

け出ること。

(3) その他関係法規による手続

施設整備の実施又は完了に当たり、建築基準法に基づく使用承認等の法令に基づく許認可等の取得又は届出を必要とするときは、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うこと。

3 関係書類等の整備

施設整備の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理して保存すること。

(1) 事業に係る交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類、承認申請書、設計書類等

(2) 工事施行に関する書類等

(3) 財産管理台帳、管理規程等の施設管理に関する書類等

4 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理すること。

(1) 施設整備の実施に係る経理は、独立の帳簿を備える等の方法により、他の経理と区分すること。

なお、交付の対象とならない事業費を含む全事業費を一括して経理する場合は、経理上、交付対象事業費と交付の対象とならない事業費とを明確に区分すること。

(2) 分担金（負担金）等の徴収に当たっては、分担金（負担金）徴収の根拠法令のあるものはもとより、任意組合等の根拠法令等のないものの場合にも、令書を発行する等の方法により、個人別分担（負担）を明確にするとともに、徴収の都度、領収書を発行しておくこと。

(3) 事業費の支払は、請負人からの支払請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度、領収書を受領しておくこと。

(4) 金銭の出納は、金銭出納簿を設けて行い、必要に応じ金融機関の預金口座等を設けておくこと。

(5) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し、処理のてん末を明らかにしておくこと。

第3 市町村等に対する指導

交付金の交付を受けた都道府県知事は、間接交付事業者である市町村がさらに他の実施主体へ交付金を交付する場合は、当該市町村長に対し次の指導を行うものとする。

1 実施主体に対する指導

施設整備の実施に当たっては、第2の各規定に準じて実施主体を指導すること。

2 報告等

(1) 実施主体の長より第2の2の(1)の着工届があったときは、速やかにその旨を交付金の交付を受けた都道府県知事に報告すること。

(2) 工事の途中において、適宜、施設及び帳簿等について中間検査を行うとともに、第2の2の(2)の規定に準じて実施主体の長より竣工届があったときは、速やかに竣工検査を行うこと。

(3) (2)の竣工検査を行い、施設等の建設等が適正に行われていることを確認したときは、その旨を交付金の交付を受けた都道府県知事に届け出ること。

第4 監督等

- 1 交付金の交付を受けた都道府県知事は、工事の途中において、適宜、施設及び帳簿等について中間検査を行うとともに、第2の2の(2)の規定に基づき実施主体の長より届出があったときは、速やかに竣工検査を行うものとする。
- 2 交付金の交付を受けた都道府県知事は、市町村が実施主体に交付金を交付する施設整備についても必要がある場合は、1に準じて、適宜、中間検査又は竣工時の立入検査を行うものとする。

第5 交付対象事業費の取扱いについて

交付対象事業費の取扱いについては、1から7までのとおりとする。

1 都道府県附帯事務費

交付の対象は、都道府県が施設整備事業に係る事業計画の策定及び施設整備の実施に係る指導監督を行うのに要する別表1に掲げる経費及び消費税等相当額とする。

2 市町村附帯事務費

交付の対象は、市町村が施設整備事業に係る事業計画の策定及び施設整備の実施に係る指導監督を行うのに要する別表1に掲げる経費及び消費税等相当額とする。

3 附帯事業費

交付対象は、別表2に掲げる経費及び消費税等相当額とする。

4 交付対象事業費の内容及び構成

交付対象事業費の内容は、工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。以下同じ。）、実施設計費、工事雑費及び消費税等相当額とする。（事業費の構成は、別表3-1を参照）

5 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

- (1) 建設工事を伴うものについては、工事費、実施設計費、工事雑費及び消費税等相当額に区分して積算するものとする。また、機器等を建設工事と分離して製造請負施行又は直接購入する場合は、製造請負工事費又は機械器具として建設工事費と分離して、積算するものとする。

- (2) 交付対象事業費の区分ごとの積算及び取扱いは、次によるものとする。

ア 工事費

(ア) 積算方法

工事費は、都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、それぞれの施設整備の実施の目的及び現地の実情に即して適正な現地実行価格により積算するものとする。また、建設工事費については直接工事費、共通仮設費及び諸経費に、測量及び試験費については測量、調査、試験等に、製造請負工事費については船舶、機械器具、機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、船舶及び機械器具費については船舶、機械器具、付属作業機械等に、それぞれ区分して積算するものとする。

この場合において、製造請負工事費、船舶及び機械器具費については、原則として見積りの比較、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定するものとする。

(イ) 支給品費

- a 支給品費は、請負施行又は委託施行において、実施主体が請負人等に原則として無償で支給する工事材料に係る費用とし、請負施行等に係る工事費と分離して積算するものとする。
- b 支給品費の積算は、当該支給材料の仕入価格に当該支給材料の保管、運搬、管理等に必要な費用を加えた額とする。
- c 工事材料について支給を行う場合は、当該工事材料を支給することが工事費の低減になるときは、原則として当該工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 附帯工事費

工事の施工に必要な他の施設又は設備の工事に要する経費とする。

(エ) 測量及び試験費

当該事業の施行に必要な測量、調査、試験、観測、設計、工事監督、検査及び機雷等の危険物探査等の委託又は請負に要する経費並びにこれらの業務を実施主体が直接行う場合に必要日々雇用の単純労働に従事する者に対する人夫賃等とする。なお、当該年度の工事に関連して必要とされる翌年度に係るものも含むものとする。

(オ) 用地及び補償費

工事の施工に伴う損失等に対する補償に要する経費（補償金に代えて当該事業者等が直接施工する補償工事に要する経費も含む。）とし、土地等の取得に要する経費は含まないものとする。

(カ) 船舶及び機械器具費

当該事業の施行に直接必要な船舶、機械器具等であって当該事業者等が所有又は占有するものの購入、借上、運搬、据付、撤去、製作及び修理に要する経費とする。

(キ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要な費用であって、別表4に掲げるものとし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

(ク) 諸経費

- a 諸経費は、請負施行における請負人又は委託施行における受託人が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費等とする。ただし、共通仮設費に算入するものを除く。）及び一般管理費等（本店、支店等における営業上の諸費用及び利益）とする。
- b 諸経費の積算は、原則として現場経費、一般管理費等に区分して行うものとし、それぞれの直接工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率）以内とする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用）及び設計費（設計に必要な

費用)とし、当該実施設計を委託する場合に限り交付の対象とするものとする。なお、実施設計と併せて工事の管理を建築士事務所等に委託する場合においては、当該管理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ウ 工事雑費

工事雑費は、実施主体が施設整備の施行に伴い、直接必要とする別表 5 に掲げる費用であって、原則として個々の施設整備に係る工事費の 4.5%を限度とし、対象施設の施行態様に応じて積算するものとする。

6 工事費の各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税相当分を含まないものとする。

7 消費税等相当額は、請負施行及び委託施行に係る工事費、実施設計費並びに船舶及び機械器具購入費にあつては消費税の税率を乗じて得た額、附帯事務費、附帯事業費、工事雑費、直営施行に係る工事費、実施設計費並びに船舶及び機械器具購入費にあつては各費目ごとに算定した額とする。

第6 手戻り工事の取扱

1 手戻り工事

手戻り工事とは、工事施工中、施設の施行済みの箇所に被災等を受けた部分の工事をいう。

2 手戻り復旧工事

手戻り復旧工事とは、手戻り工事の発生の原因が異常な天然現象又は工事施工中に予測しがたい事故等であり、発生時に手戻り部分が所定の施工管理の下で施工済みであると確認又は検収を了したものに係る手戻り工事を災害復旧工事以外の国庫負担（又は補助若しくは交付）対象として復旧する工事をいう。

3 手戻り工事の対象施設

手戻り工事の対象施設は、漁港漁村環境整備目標の機能向上対策のうち、利用向上施設、環境改善施設及び機能改善施設とする。

4 手戻り報告

都道府県知事は、手戻り工事が発生した場合には、下記により所定の手続を行う。

(1) 速報

手戻り工事が発生した漁港名（地区名）、施設名、日時及び被災概要等を速やかに取りまとめ、水産庁に電話等で報告する。

(2) 手戻り報告書

別記様式第 1 号に示す手戻り報告書 1 部を手戻りを受けた日から 30 日以内に水産庁長官に提出する。

第7 施設等の管理の方針

実施主体は、交付金事業又は間接交付金事業によって取得し、又は効用の増加した施設等（施設並びに取得価格 50 万円以上の機械及び器具をいう。以下同じ。）を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改良等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。

第8 施設等の管理

- 1 施設等の管理は、原則として実施主体が行うものとする。
- 2 実施主体が直接管理を行うことができないときは、当該施設等により直接受益する団体にその管理を委託して行うことができる。ただし、実施主体が水産業協同組合の場合にあつては、当該施設整備事業の実施主体となりうるものに限って委託して行うことができる。
- 3 この場合、実施主体の長は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、所在、移管の年月日、管理方法及び管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を結ぶものとする。
- 4 実施主体が地方公共団体であり直接管理を行うことができないときは、地方公共団体の長は、法人その他の団体であつて地方公共団体の長が指定するものに管理を行わせることができる。
- 5 前項の規定による管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は、地方公共団体の長が定める。

第9 管理の方法

- 1 管理主体の長は、その管理する施設等について、所定の手続により管理規程又は利用規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、施設等の永続的活用を図りうるよう施設等の更新に必要な資金（減価償却引当金）の積立てに努めるものとする。
- 2 管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。
 - (1) 目的
 - (2) 施設等の種類、名称、構造、規模、型式、数量
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 管理責任者
 - (5) 利用者の範囲
 - (6) 利用方法に関する事項
 - (7) 利用料に関する事項
 - (8) 施設等の保全に関する事項
 - (9) 施設等の償却に関する事項
 - (10) 施設等の管理運営の収支計画に関する事項
- 3 管理主体の長は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、保存するものとする。

第10 施設等の処分等について

- 1 交付金の交付を受けた都道府県知事は、実施主体が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条に定める財産に該当する施設等を当該施設等の処分制限期間中（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）に本来の用途若しくは目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、交付金の交付を受けた都道府県知事に申請させ、その承認を

受けさせるものとする。

- 2 交付金の交付を受けた都道府県知事は、実施主体の長から 1 に関する申請があり、その申請の内容を承認する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）により農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 3 交付金の交付を受けた都道府県知事は、市町村長等より 4 により準用する 2 の申請があり、その申請の内容を承認する場合は、あらかじめ承認基準の定めるところにより農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 4 1 の規定は、都道府県が実施主体の場合に準用する。その場合において、冒頭の「交付金の交付を受けた都道府県知事は、実施主体が」とあるのを「都道府県知事は」と、末尾の「交付金の交付を受けた都道府県知事の承認を受けさせるものとする」とあるのを「農林水産大臣の承認を受けなければならない」と読み替えるものとする。
- 5 上記以外の増改築等に伴う手続については、次のとおりとする。
 - (1) 交付金の交付を受けた都道府県知事は、実施主体が施設等の移転又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、改築、模様替えを当該施設等の処分制限期間中に行おうとするときは、交付金の交付を受けた都道府県知事へ届け出させるものとする。
 - (2) 交付金の交付を受けた都道府県知事は、実施主体の長より市町村長等に対し 4 により準用する 5 の(1)の届出があり、市町村長等がその内容を検討した結果事情やむを得ないと認められる場合は、交付金の交付を受けた都道府県知事へ届け出させるものとする。
 - (3) 交付金の交付を受けた都道府県知事は、毎年度の(1)及び(2)の届出の状況を別記様式第 2 号により取りまとめ、翌年度の 6 月末日までに水産庁長官に報告するものとする。
 - (4) 都道府県が実施主体の場合は、都道府県知事は、施設等の移転又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、改築、模様替えを当該施設等の処分制限期間中に行おうとするときは、その内容について(1)及び(2)の届出状況と併せて(3)により水産庁長官に届け出るものとする。

第 11 災害の報告

- 1 交付金の交付を受けた都道府県知事は、あらかじめ実施主体又は管理主体に対し、施設等が当該施設等の処分制限期間中に天災その他の災害を受けたとき（復旧に要する費用が 30 万円未満のものを除く。）は、直ちに被害の状況を取りまとめ交付金の交付を受けた都道府県知事に報告するよう指導するとともに、当該報告を実施主体又は管理主体から受けたときは、施設等の被災状況を調査確認し、調査の概要及びそれに対する意見並びに被災写真等を付して、別記様式第 3 号により水産庁長官に報告するものとする。
- 2 交付金の交付を受けた都道府県知事は、市町村長等より第 10 の 4 により準用する 1 の報告があった場合は、別記様式第 3 号の様式により水産庁長官に報告するものとする。
- 3 都道府県が実施主体の場合は、都道府県知事は、施設等が当該施設等の処分制限期間

中に天災その他の災害を受けたとき（復旧に要する費用が 30 万円未満のものを除く。）は、直ちに被害の状況を別記様式第 2 号に準じ、被災写真等を付して水産庁長官に報告するものとする。

第 12 指導監督

- 1 交付金の交付を受けた都道府県知事は、管理主体の長が樹立する施設等の運営のための事業計画の樹立及びその実施について、適切な助言指導を行うものとする。
- 2 交付金の交付を受けた都道府県知事は、施設等の管理運営状況を把握し、施設等が補助の目的に従って適正かつ効率的に運営されるよう、適時に実地調査等（オンラインによるものを含む。）を行い、適切な指導を行うものとする。
- 3 交付金の交付を受けた都道府県知事は、実施主体又は管理主体の長が関係書類の整備、施設等の管理及び処分等に適切な措置を講じるよう十分指導監督するものとする。
- 4 交付金の交付を受けた都道府県知事は、間接交付金事業者たる市町村が実施主体が行う施設等の整備に対し交付金を交付する場合は、第 10 の 1、2 及び 5 の（1）、第 11 の 1 並びに第 12 の 1 から 3 までの規定を市町村に準用させるものとする。

附則（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 水港第 2487 号）

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる通知（以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧通知の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお従前の例による。

水産業強化支援事業漁港機能高度化目標に係るメニューの運用について（平成 29 年 3 月 27 日付け 28 水港第 3349 号）

附則（令和 5 年 11 月 29 日付け 5 水港第 1980 号）

この通知は、令和 5 年 11 月 29 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 水港第 2532 号）

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている令和 6 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

別表 1 附帯事務費

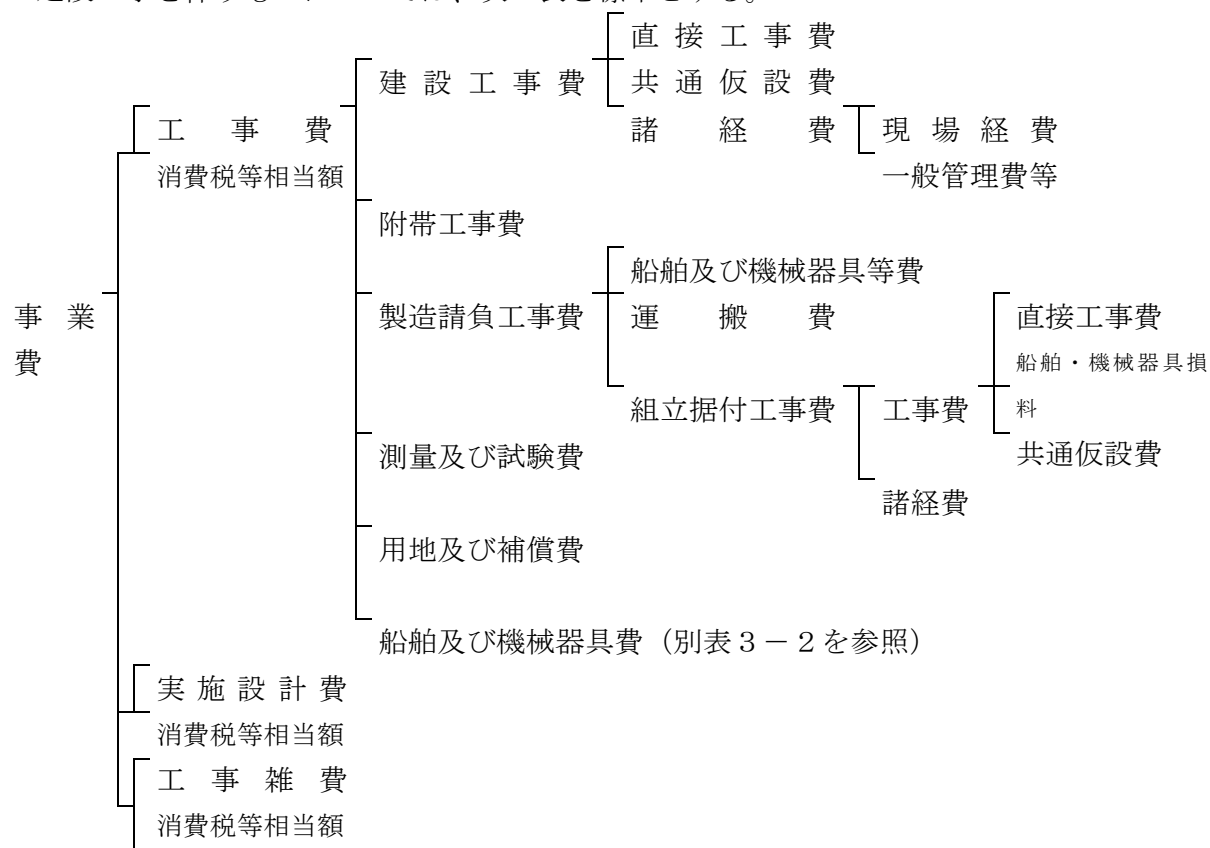
区 分	細 目
職 員 給 与	主事、技師、主事補、技師補等定数職員に対する俸給
職 員 手 当	扶養手当、調整手当、諸手当（寒冷地手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、遠隔地手当）、住居手当、特別手当（期末手当、勤勉手当）、超過勤務手当、児童手当
共 済 費	共済組合負担金、公務災害補償費、社会保険料
報 酬 等	非常勤職員に対する報酬、諸手当等
謝 金	
旅 費	
需 用 費	消耗品費（事務用品、封筒、帳簿、伝票、文房具、その他長期使用に適さないものの代価）、燃料費（庁用、事業用、自動車用、船舶用等の燃料の代価）、印刷製本費（図書、図面、けい紙、パンフレット等の印刷）、会議費（会場借料、茶菓、弁当等の代価）、光熱水料（電気、水道、ガス料金）、新聞雑誌購読料、修繕料（自動車、機械器具、工作物等）
役 務 費	通信費（郵便、電信、電話料）、運賃（荷作費、運賃）、近距離の乗船乗車回数券、有料道路、フェリーボート通行券、筆耕翻訳料等
使用料及び賃借料	駐車料、土地建物、会場、自動車、船舶、機械等の借料及び損料
備 品 購 入 費	事務用備品、（机、椅子、ロッカー、書棚、計算器、焼付器等）、図書（新聞、雑誌、パンフレット類を除く。）、測量、試験、研究、実験用の器具機械類
委 託 費	測量、設計、調査、試験等の業務を委託する経費

別表２ 附帯事業費

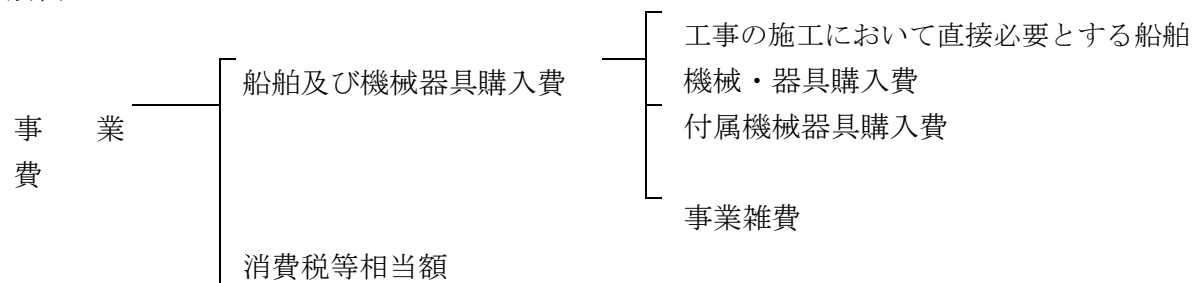
区 分	細 目
職 員 給 与	主事、技師、主事補、技師補等定数職員に対する俸給
職 員 手 当	扶養手当、調整手当、諸手当（寒冷地手当、通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び遠隔地手当）、住居手当、特別手当（期末手当及び勤勉手当）、超過勤務手当、児童手当
共 済 費	共済組合負担金、公務災害補償費、社会保険料
報 酬 等	
謝 金	
旅 費	
需 用 費	消耗品費（事務用品、封筒、帳簿、伝票、文房具、その他長期使用に適さないものの代価）、燃料費（庁用、事業用、自動車用、船舶用等の燃料の代価）、印刷製本費（図書、図面、けい紙、パンフレット等の印刷）、会議費（会場借料、茶菓、弁当等の代価）、光熱水料（電気、水道、ガス料金）、新聞雑誌購読料、修繕料（自動車、機械器具、工作物等）
役 務 費	通信費（郵便、電信、電話料）、運賃（荷作費、運賃）、近距離の乗船乗車回数券、有料道路、フェリーボート通行券等
使用料及び賃借料	駐車料、土地建物、会場、自動車、船舶、機械等の借料及び損料
備 品 購 入 費	事務用備品、（机、椅子、ロッカー、書棚、計算器、焼付器等）、図書（新聞、雑誌、パンフレット類を除く。）、測量、試験、研究、実験用の器具機械類
委 託 費	調査等の業務を委託する経費
原 材 料 費	技術開発、商品開発、情報提供、研修会等に必要な原材料費
構 築 物 設 置 費	イベント等におけるパネル、ブース等の設置費

別表３－１ 事業費の構成

建設工事を伴うものについては、次の表を標準とする。



別表３－２



別表４ 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量、整理、仮道路、仮橋、道板、借地等に関する費用
仮 設 物 費	仮囲、仮事務所、宿舍、下小屋、便所、倉庫、災害防止設備等に関する費用
動力用光熱水費	動力、用水、光熱等に関する費用
試 験 調 査 費	全般的な試験、試作、調査等に関する費用
整 備 清 掃 費	全般的な整備、清掃、あとかたづけ、養生等に関する費用
機 械 器 具 費	数種目に共通的な機械器具等に関する費用
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に関する費用
そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的費用

別表 5 工事雑費

区 分	内 容
報 酬	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務に限る。
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需 要 費	消耗品費、燃料費、光熱水料費、印刷製本費、修繕費、食料費（交付金事業遂行上特に必要な場合に限る。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆記翻訳料、公告料、雑役務費
委 託 費	登記事務等の委託料
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車又は船舶、事業用機械の借料及び損料
備 品 購 入 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具

（消費税については、それぞれの費用に含まれる。）

都道府県知事 氏 名

令和〇〇年度浜の活力再生・成長促進交付金の海業推進事業（漁港漁村環境整備目標）において手戻り工事を生じたので下記のとおり報告する。

1 手戻り工事名及び漁港名（又は地区名）

2 手戻りを生じた日時 自 令和〇年〇月〇日
至 令和〇年〇月〇日

- (1) 手戻りの原因及び発生前後の気象、海象の概況（付天気図）
- (2) 被害の経過及び状況（付写真）
- (3) 手戻り発生前後における対策処理、その他

4 手戻り工事費及び手戻り復旧工事費調書

[illegible]

別記様式第 2 号

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

都道府県知事 氏 名

施設等の増改築等報告書

実施主体の長及び市町村長等より届出のあった、浜の活力再生・成長促進交付金の海業推進事業（〇〇目標）の実施により設置した施設等の令和〇年度における増改築等の状況をと
りまとめたので、別紙のとおり報告する。

別 紙

区 分	実施主体	施 設 名	施設取得 年度	増改築等の内容 及び理由	費 用	備 考
増 築						
	小 計	—	—	—		
改 築						
	小 計	—	—	—		
移 転						
	小 計	—	—	—		
模様替						
	小 計	—	—	—		
合 計		—	—	—		

(注) (1) 設計単位を一単位として記入すること。

(2) 小計及び合計の備考の欄には、増改築等の届出のあった施設数を記入すること。

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

都道府県知事 氏 名

施 設 被 害 報 告 書

令和〇年度浜の活力再生・成長促進交付金の海業推進事業（〇〇目標）の実施により設置した施設について被害報告があったので、下記のとおり報告する。

記

- 1 メニュー名（メニューの内容）
- 2 実施主体
- 3 施設等の所在地
- 4 施設等の構造、規模及び能力等
- 5 事業費（国庫交付金額、都道府県負担額及び実施主体負担額等の区分）
- 6 災害の種類及び被害の程度（被災前及び被災後の施設等の写真を添付）
- 7 被害の原因
- 8 被災状況の調査概要
- 9 被災状況の調査に基づく都道府県の意見
- 10 被害見積額並びに復旧可能なものについては復旧に必要な期間及び金額（見込み）
- 11 当該施設の保全又は復旧のためにとった応急措置
- 12 その他（被害復旧計画及び資金計画）